

福生市 国民健康保険 だより 保存版

令和3年6月28日 発行
発行 福生市
編集 市民部 保険年金課
〒197-8501 福生市本町5番地
☎ 042-551-1640 (直通)

国民健康保険は支えあいの制度です



★福生市ホームページ：<https://www.city.fussa.tokyo.jp/> ▶ 暮らしの情報 ▶ 税・保険・年金 ▶ 国民健康保険

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

国民健康保険被保険者証は2年に一度一斉更新しています。現在交付している保険証は令和3年9月30日が有効期限です。9月中旬から順次、新しい有効期限の保険証を世帯主様宛に郵送（「簡易書留（転送不要）」）します。

◆御不在の場合

一定期間郵便局で留め置きになります。「不在連絡票」が投函されるので、案内に従ってお受け取りください。

◆郵便局で保管期間が過ぎた場合

本人確認書類（マイナンバーカード等）をお持ちの上、保険年金課（福生市役所1階5番窓口）にお越しください。

令和3年度 国民健康保険税納税通知書の発送について

令和3年度国民健康保険税納税通知書は被保険者の方の所得状況や確定申告の内容等について、可能な限り最新の申告内容を納税通知書に反映させ、7月中旬までに発送する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、税務署へ提出する「確定申告書」の提出期限が令和3年4月15日まで延長されたことから確定申告書の提出時期によっては7月中旬に送付する納税通知書に申告内容が反映されていない場合があります。

申告内容を把握次第「国民健康保険税更正決定通知書」を送付しますので、正しい税額を御確認ください。

～国民健康保険税は世帯主に課税されます～

国民健康保険税はその世帯で国民健康保険に加入されている全員の方の保険税を合算して、全額が世帯主に課税されます。住民票上、同一世帯の方の保険税を被保険者ごとに個別課税することはできません。

世帯主が社会保険（会社で加入する健康保険）に加入しており、世帯員が国民健康保険に加入している場合も世帯員の分の国民健康保険税は世帯主に課税されます。

その場合、世帯主は自身の加入している社会保険料と世帯員の国民健康保険税の納付義務が発生します。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

マイナンバーカードの健康保険証利用の登録が開始されました。マイナンバーカードを健康保険証利用する場合は事前登録が必要です。詳細は厚生労働省のホームページを御確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html）

本格運用は令和3年10月から開始される予定です。本格運用時期は変更になる可能性があります。

健康保険が変更となった際の手続きは従来どおり必要ですが、保険者の手続きが完了次第、保険証の発行を待たずに受診ができる等のメリットがあります。

◆本格運用後も当面の間、医療機関等に受診する際は従来の健康保険証も持参するようお願いします。

◆マイナンバーカードの健康保険証利用は始まりますが、従来の健康保険証もこれまでどおり利用することができます。

◆マイナンバーカードの健康保険証利用を登録しても健康保険証は御自身で大切に保管し、破棄しないでください。

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～18時30分



○△病院受付

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みとなり、国民健康保険税の納付が困難な世帯について、令和2年度に引き続き、要件を満たすと減免が受けられる場合があります。

◆対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
※申請には医師の診断書が必要になります。事前に電話にて御相談ください。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べて一定以上減少する見込みの世帯

◆対象となる保険税

1 令和2年度相当分

納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日

2 令和3年度分

納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日

◆申請に必要な書類（新型コロナウイルス感染症により収入が減少した世帯の申請に必要な書類）

令和2年度相当分の場合

- 1 国民健康保険税減免申請書
- 2 調査票
- 3 令和2年分の確定申告等の写し
(給与収入のみは源泉徴収票でも可)
- 4 令和元年分の確定申告等の写し
(給与収入のみは源泉徴収票でも可)

令和3年度分の場合

- 1 国民健康保険税減免申請書
- 2 調査票
- 3 令和3年中の収入見込みが分かる書類
(未到来の月の収入見込みの資料)
- 4 令和3年1月から直近までの収入が分かる資料
(給与明細や売上帳簿等)
- 5 令和2年分の確定申告の写し
(給与収入のみは源泉徴収票でも可)

上記の1、2はホームページから印刷できます。

※印刷環境がない場合は資料を送付します。電話で御連絡ください。

※状況により、上記の書類以外の資料の提出が必要になる場合があります。

※令和2年度相当分の減免の場合、令和2年中の収入額と令和元年中の収入額を比較し、収入が3割以上減額していることが要件となりますが、令和2年中に減少した所得と同一種類の令和元年中の所得が0円の場合は減免できません。

※令和3年度分の減免の場合、令和3年中（収入見込み額）と令和2年中の収入額を比較し、収入が3割以上減額していることが要件となりますが、令和3年中に減少見込みの所得と同一種類の令和2年中の所得が0円の場合は減免できません。

※なお、災害等により納付困難な方も減免を受けられる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

福生市国民健康保険の被保険者である被用者（給与等の支払いを受けている者に限る）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。詳細についてはホームページを御覧ください。

◆対象者

- 1 給与の支払いを受けている福生市国民健康保険被保険者
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなかつた方

◆支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、その労務に服することができない期間（令和2年1月1日から令和3年9月30日までの期間）※支給対象期間は今後変更になる可能性があります。

※給付を受けるには申請が必要です。申請先は保険年金課保険年金係です。

※申請するには医師の意見書（医療機関を受診した場合）や事業主の証明が必要になります。

※申請を希望される方は来庁される前に必ず保険年金課（042-551-1640（直通））に御連絡ください。

確定申告時期の国民健康保険税の納付確認書について

確定申告書に記載する社会保険料控除の国民健康保険税の納付額の確認として「納付確認書」を発行しています。

毎年、確定申告の時期になると多くの方が納付確認書の取得のため来庁されており、待ち時間が長くなっています。コロナ禍において、長時間お待たせすることは感染リスクを高めることにもなります。確定申告に納付確認書の提出は必須ではありませんので、できる限り下記の方法で1年間の納付額を確認し、申告を行っていただくよう御協力をお願いします。

- ◆納付書払いの方・・・1年間（1月1日～12月31日）で納付した領収書の金額を合算
- ◆口座振替の方・・・1年間（1月1日～12月31日）で口座振替した納付額を通帳で確認し合算
- ◆年金特徴の方・・・年金支払者（日本年金機構等）より送付される源泉徴収票で年間の納付額を確認

※保険税の按分が必要等の場合はお申し出ください。

※納付確認書は郵送も行っております。お電話にてお問い合わせください。送付先は住民登録地に限ります。

国民健康保険税の納期内の納付に御協力ください

国民健康保険税は普通徴収の場合、7月から翌年2月まで毎月末日（末日が土曜、日曜、祝日の場合は翌平日）までに金融機関、郵便局、コンビニ、市役所等で国民健康保険税を納めていただいています。国民健康保険事業は納付いただいた国民健康保険税により運営されています。引き続き納期内の納付に御協力ください。

◆国民健康保険税の納付は便利な口座振替を御利用ください

口座振替を登録すれば納期限に口座から自動的に国民健康保険税が納付されます。納付に行く手間と時間が省け、納め忘れを防ぐことができます。ぜひ口座振替を御利用ください。

口座振替を希望される場合は口座振替依頼書を郵送しますので、保険年金課もしくは収納課に御連絡ください。

保険年金課：042-551-1640（直通）

収納課：042-551-1578（直通）



本人確認書類について

市役所では手続を行う際に個人情報保護の観点から来庁される方の本人の確認が取れてから手続を行ってまいります。来庁して手続される場合は、必ず下記の本人確認書類をお持ちください。本人確認書類がないと手続できない場合があります。

マイナンバーカードは本人確認書類となり、今後健康保険証として使用できるようになるため、まだ取得されていない方は取得について御検討ください。

本人確認ができる書類

- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・顔写真付住民基本台帳カード
- ・在留カード ・身体障害者手帳（療育手帳を含む） 等

申請書等の押印について

国民健康保険に関する手続については、申請書等に押印欄の記載があり、原則押印をいただいていたが、令和3年度から、御本人又は同一世帯の方が手続をする場合においては、次に掲げるものを除き、原則押印を求めないこととなりました。

※代理人が委任状により手続する場合は、委任状に委任者の押印が必要です。

また、代理人の方が来庁された場合、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要となり、コピーを取らせていただきます。

※国民健康保険税の口座振替依頼書には金融機関届出印が必要です。

※国民健康保険税の分納誓約書には今までどおり押印が必要です。



医療費のお知らせ（医療費通知）の発送について

「医療費のお知らせ（医療費通知）」は被保険者の方の健康と医療に関する認識を深めていただくことなどを目的に年2回（11月、2月）送付しています。お手元に「医療費のお知らせ（医療費通知）」が届いたら、記載内容を御確認ください。

また、それぞれの「医療費のお知らせ（医療費通知）」に記載されている診療月は以下のとおりです。

- ◆11月発送分：前年11月診療分から6月診療分
- ◆2月発送分：7月診療分から10月診療分

医療費控除の申告について

- ◆医療機関に支払った金額と異なる場合は訂正してください。
- ◆11月から12月に受診したものや、通知に記載のないものについては領収書を御確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。
- ◆医療費控除等の確定申告の詳細につきましては、青梅税務署（0428-22-3185（代表））へお問い合わせください。

—— 特定健康診査を受診しましょう！ ——

福生市で国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、市内の指定医療機関で毎年『特定健康診査』という健康診断を行っています。今年度は6月1日（火曜日）から10月14日（木曜日）まで（※）の期間で行います。対象の方には、5月下旬に受診券を発送しました。（※新型コロナウイルス感染症の状況により、実施期間等が変更になる場合があります。）

■特定健康診査の目的

特定健康診査は、生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の早期発見、改善を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。生活習慣病は予防、改善ができるため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

■職場での健診や人間ドックを受ける方へ

福生市の特定健康診査を受診せず、職場での健診や人間ドックを受けた方は健診結果のコピー・問診票をご提出ください。

特定健康診査と同様に生活習慣病のリスクがあると判定された方は、特定保健指導を無料でお受けいただけます。提出に関する詳しい内容は、保健センターにお問い合わせください。

■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「特定保健指導」という生活習慣を見直すための専門家による支援事業を無料で行っています。

早期の取り組みが大切です。対象の方には、後日、御案内をお送りします。一緒に生活習慣を見直していきましょう。

■毎年、継続的に受診しましょう

生活習慣病に罹患し、特定健康診査を受診していない方の医療費が、受診した方に比べて高くなっています。

生活習慣病は、早期に対応することで、早期回復や症状進行の緩和が望め、治療費の抑制にもつながります。

カラダの小さな変化を見逃さないためにも、健診は毎年受診しましょう。また、現在治療中の方も受診できます。



無料で受診できます！
健診のことや受診券についてのお問い合わせは保健センターまで。

特定健康診査のお問い合わせは…

福生市保健センター
電話 042-552-0061（直通）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、 郵送での手続きに御協力ください！

窓口に来庁しなくても受付可能な手続きもありますので、事前に電話でお問い合わせいただき、郵送での手続きを御検討ください。また、来庁する時はマスクの着用をお願いします。
御不便をおかけいたしますが、一日でも早い終息に向け、御理解、御協力をお願いいたします。